



小・中学校の指定学校変更について



市では、小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、次に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更できる場合があります。

▶区域外就学(指定学校変更)許可基準

該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業まで	—
小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末まで	—
全学年	自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入・転居予定があり、通学に支障がない場合	入居予定日まで	下記のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書
小学校全学年	保護者が共働きなどにより留守となる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区	その年度の3月31日まで(毎年申請が必要)	勤務証明書または営業証明書
全学年	身体的理由により、指定学区外の学校に就学する場合	証明書または意見書の内容に基づき許可期限を決定	医師の証明書(身体的理由)
	登校拒否が客観的に予想される場合		学校長の意見書(精神的理由)
全学年	市内に居住していることが証明され、学区内の学校に就学する場合	住民登録が行われるまで	賃貸契約書または民生委員・児童委員が記載した居住証明書
全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合	就学指定校に特別支援学級が設置されるまで	—
全学年	教育委員会が指定校の変更を認めている地域(許容地域)	卒業まで	—

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

平成27年度に入学する方については、2月20日(金)までに指定学校変更申立書を教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(その他の方については、随時受け付けます)。

▶相談・申請・問い合わせ 同課庶務担当 ☎556-8311

行田市さわやか相談員を募集します

- ▼勤務時間 1日6時間、年間90日(160日以内(予定))
- ▼勤務場所 市内中学校
- ▼活動内容 スクールカウンセラーや学校職員と連携した、生徒への相談や援助活動。また、いじめや不登校をはじめとする諸問題の解決に向けた、学校・家庭・地域との連携を深める活動の支援。
- ▼応募要件 平成27年4月1日現在、満22歳以上で学校教育に理解があり、子どもとの触れ合いや悩みへの相談に親身になって応じる意欲のある方
- ▼募集人数 若干名
- ▼賃金 時給1千円(予定)
- ▼選考方法 書類審査および面接(2月上旬～中旬)
- ▼申し込み 1月7日(水)から学校教育課で配布する応募書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、1月13日(火)～23日(金)に本人が同課に持参してください。
- ▼問い合わせ 同課指導担当 ☎556-8316



ご利用ください 就学援助費

経済的な理由により、就学が困難な小・中学校児童・生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は「ご相談ください」。

▼対象

- ・市民税が非課税の世帯
- ・児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給している世帯
- ・その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など

▼援助内容

学用品費、給食費、修学旅行費、医療費など※詳細は市ホームページをご覧ください。

▼相談・申請・問い合わせ

各学校または教育総務課財務施設担当 ☎556-8311

新入学祝い品を贈呈します

歳末たすけあい募金配分金事業の一環として、次の方を対象に、お祝い品として図書カードを贈呈します。

▼対象

- 平成27年2月1日現在、児童扶養手当を受けている要保護ひとり親世帯で、4月に小学校または中学校へ入学する市内在在の児童または生徒

▼申請方法

地域の民生委員が持っている

入学準備金貸付制度について

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▼申請期間

2月2日(月)～20日(金)

▼貸付金額

- ・大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合…30万円
- ・高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合…20万円

▼対象

市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方※連帯保証人が必要

▼申請時に添付する書類

- ・在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し
- ・家庭調査書
- ・住民票の写し(世帯全員)

▼貸付決定後に提出する書類

「存じゆか」教育振興奨励金

市では、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に奨励金を交付しています。

▼申請期間

2月2日(月)～20日(金)

▼対象

- ①学校教育関係(学校教育の充実・向上のための調査および研究に関する事業)
- ②社会教育・社会体育関係(社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業)

▼交付限度額

①学校教育関係

【個人の都合】…5万円

【団体の場合】…10万円

②社会教育・社会体育関係

【個人の都合】…5万円

【団体の場合】…20万円

▼申し込み・問い合わせ

教育総務課庶務担当 ☎556-8311



講演会

「認知症にならないためには」
「認知症になったときには」

認知症は、誰もが発症する可能性があります。最近では認知症などで判断能力の低下した高齢者に対して、必要のない仕事を次々と契約させるなどの悪質商法も多発しています。

市では「どのような生活を心掛ければ認知症にならずに済むか」という視点と「認知症になってしまったらどうしたらよいか」という視点の両面から二部構成による講演会を開催します。認知症について、この機会に理解を深めませんか。

▼日時

1月23日(金)午後2時開演(午後1時30分から受け付け)

▼場所

「みらい」文化ホール

▼内容

【第一部】プラス思考で認知症を予防しよう～認知症を防ぐための10カ条～

・講師…松本光正さん(医師)

【第二部】成年後見制度とは

・講師…齋藤勝則さん(司法書士)

▼定員 300人(先着順)

▼入場料

無料

▼その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▼問い合わせ 高齢者福祉課地域支援担当(内線278)